

プラスチック資源 よくあるご質問

更新日：2026/3/31

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------|---|
| 1 | なぜプラスチック資源の分別収集を始めるのか。 | 資源の有効活用と焼却ごみの削減、CO2排出削減による次世代への負担軽減等を目的としています。 |
| 2 | なぜ今このタイミングなのか。 | 国の制度整備やリサイクル体制の整備が進んだためです。 |
| 3 | 法律や国の方針との関係はあるのか。 | プラスチック資源循環促進法に基づく取り組みです。 |
| 4 | 分別すると何が良くなるのか。 | 資源として再利用され、ごみの減量と環境負荷の低減につながります。 |
| 5 | プラスチック製容器包装とは何か。 | 商品を入れたり包んだりしているプラスチックです。 |
| 6 | 回収後はどのように処理されるのか。 | 選別・再資源化され、新たな製品になります。 |
| 7 | どこで処理されるのか。 | 黒石市市内の再資源化施設で処理されます。 |
| 8 | 分別によって費用は増えるのか減るのか。 | 中長期的にはコスト削減が期待されます。 |
| 9 | ごみ処理費はどう変わるのか。 | 中長期的にはコスト削減が期待されます。 |
| 10 | 将来的なコスト削減につながるのか。 | 中長期的にはコスト削減が期待されます。 |
| 11 | 分別が増えて手間がかかるのではないのか。 | 分別の手間は増えますが、次世代への負担軽減のためにも実施するものです。 |
| 12 | 周知方法は何か。 | 広報誌、ホームページ、LINE、ごみ収集アプリでお知らせしているほか、ごみ収集車に周知用のマグネットを貼りつけ、興味のない方の目にも入るよう様々な周知を実施しております。また、町会等で管理するごみ集積所に掲示する簡易的な看板も差し上げております。 |
| 13 | 説明会はあるか。 | 団体でお申込みいただければ、市職員が会場へお伺いします。詳しくは環境課（TEL35-1130）までお問い合わせください。 |
| 14 | 事業系ごみは出せるか。 | 家庭で使用したもののみが回収対象です。 |
| 15 | 事業所から出るプラスチックは対象か。 | 対象外です。 |
| 16 | 家庭系と事業系の違いは何か。 | 家庭系は家庭で使用されたもの、事業系は事業活動において使用されたものです。事業系は市では回収いたしません。 |
| 17 | いつから開始されるのか。 | 令和8年4月1日から開始されます。 |
| 18 | 対象となる地域はどこか。 | 市内全域が対象です。 |
| 19 | 分別しないとどうなるのか。 | 分別されていない場合は回収されません。ただし、構造上洗浄が困難な物やプラスチック素材のみにできない物は、プラスチック資源の対象外となります。 |
| 20 | 収集日はいつか。 | 地域ごとに異なるためごみ収集日程表をご確認ください。 |
| 21 | 収集頻度はどのくらいか。 | 週1回です。 |
| 22 | 間違っ出た場合どうなるか。 | 収集されない場合があります。 |
| 23 | 収集されない場合の対応は。 | 内容を確認し次回の収集日に正しく出してください。 |
| 24 | 汚れているプラスチックは出せるか。 | 洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 25 | 洗う必要はあるか。 | 洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 26 | どの程度洗えばよいか。 | 油污れがあっても固形物を全て除けば大丈夫です。油污れがあっても固形物を全て除けば大丈夫ですが、サラダ油やごま油などについては固形物はないものの、2～3度すすいで油污れを薄めていただきたいと思います。 |
| 27 | 汚れが落ちない場合はどうするか。 | 構造上洗浄が困難な場合は、対象外となります。 |

プラスチック資源 よくあるご質問

更新日：2026/3/31

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 28 | 水で流すだけでよいか。 | 油污れがあっても固形物を全て除けば大丈夫です。油污れがあっても固形物を全て除けば大丈夫ですが、サラダ油やごま油などについては固形物はないものの、2～3度すすいで油污れを薄めていただきたいと思います。 |
| 29 | ラベルやシールは剥がす必要があるか。 | 剥がせるものは剥がしてください。ただし、ドレッシング等の容器とラベルどちらともプラスチック資源に分別するもの場合は、ラベルが汚れていなければ本体のみ洗浄してもらい、そのままプラスチック資源にお出しください。 |
| 30 | シールやラベル以外の異素材が付いている場合はどうするか。 | 構造上取り外せないものは対象外となります。 |
| 31 | 乾かす必要はあるか。 | 水をきるなどして乾かしてください。 |
| 32 | 納豆の容器の粘りはどうするか。 | 納豆の粘りは水溶性のため、水やお湯に浸すと除去できます。 |
| 33 | 生ごみ・生理用品・おむつを燃やせるごみへ入れる際に内袋を利用しているが、使用できなくなるのか。 | 臭気やプライバシーの観点で、社会通念上、内袋として使用されているものは引き続き使用して燃やせるごみに出すことが可能です。 |
| 34 | 汚れがひどいものはどうするか。 | 目に見えてカビが繁殖している等の汚れがひどいものはプラスチック資源としては出せません。 |
| 35 | 金属が混ざっているものはどうするか。 | 構造上、金属を外せるものは外してプラスチック資源に分別し、外せないものは対象外となります。 |
| 36 | どのように出せばよいか。 | 45cm未満のものは無色透明袋に入れて出してください。指定された大型製品プラスチックはそのままお出しください。 |
| 37 | 袋に入れるプラスチックと大型製品プラスチックは一緒に出してよいか。 | プラスチック資源の日に一緒にお出しください。 |
| 38 | 何時までに出せばよいか。 | 朝8時半までにお出しください。時間を過ぎて出した物は回収を保障いたしません。 |
| 39 | 大量にある場合はどうすればよいか。 | 袋は5袋まで。大型製品プラスチックは概ね3個までとなります。 |
| 40 | 今までの分別方法との違いは何か。 | これまで燃やせるごみや大型ごみ（一部対象）として出されたものをプラスチック資源として分別します。 |
| 41 | プラスチック資源とは何か。 | プラスチック製の容器、包装、製品を指します。 |
| 42 | どのようなものが対象になるのか。 | 全てプラスチックで出来ていて1辺の長さが45cm未満のもの。全てプラスチックで出来ていて1辺の長さが45cm～180cmの指定品目に類するもの。 |
| 43 | プラマークがあるものだけが対象か。 | プラマークがなくても、全てプラスチックで出来ている製品も対象となります。（例）プラスチックのコップ等 |
| 44 | 発泡スチロールは対象か。 | 対象です。 |
| 45 | 食品トレーは対象か。 | 対象です。洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 46 | ペットボトルは対象か。 | ペットボトルは「ペットボトル」の分別区分です。キャップとラベルはプラスチック資源の対象です。 |
| 47 | ビニール袋は対象か。 | 対象です。 |
| 48 | ラップは対象か。 | 対象です。ラベルやシールは剥がせる物は剥がしてください。洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 49 | 薬（錠剤）のシートは対象か。 | 裏面のアルミが構造上剥がせないため、対象外です。 |
| 50 | チューブ類は対象か。 | 構造上洗浄等が出来る物はプラスチック資源の対象です。構造上洗浄等が困難な場合は対象外です。（例えば市販のチューブのからしやわさびは中を洗うことが可能です。） |
| 51 | お菓子の袋は出せるか。 | 対象です。洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 52 | 冷凍食品の袋は出せるか。 | 対象です。 |
| 53 | カップ麺の容器は出せるか。 | 対象です。洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |

プラスチック資源 よくあるご質問

更新日：2026/3/31

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------------|--|
| 54 | コンビニ弁当の容器は出せるか。 | 対象です。洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 55 | 卵パックは出せるか。 | 対象です。 |
| 56 | レジ袋は出せるか。 | 対象です。 |
| 57 | ストローは出せるか。 | 対象です。洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 58 | ペットボトルのラベルはどうするか。 | 対象です。 |
| 59 | プラスチック製ハンガーは出せるか。 | 対象です。金属等を外せない場合は対象外です。 |
| 60 | CD・DVDは出せるか。 | 対象です。 |
| 61 | 歯ブラシは出せるか。 | 対象です。 |
| 62 | おもちゃは出せるか。 | 対象です。金属等を外せない場合は対象外です。 |
| 63 | 洗剤ボトルや詰め替えは出せるか。 | 対象です。洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 64 | シャンプーボトルは出せるか。 | 対象です。洗浄または拭いていただき、固形物を落として乾かしてください。 |
| 65 | たれ・からし等の小袋は出せるか。 | 小袋等で洗浄等が困難な場合は対象外です。 |
| 66 | 出せないプラスチックは何か。 | 構造上洗浄が困難な物や構造上プラスチック素材のみにできない物はプラスチック資源の対象外です。 |
| 67 | 医療系はどうするか。 | 在宅治療で使用された感染の恐れがあるものは対象外ですので、燃やせるごみにお出しください。 |
| 68 | 硬いプラスチック製品は対象か。 | ヘルメット等の極度に硬いものは回収できません。直接ごみ処理場へ搬入等いただき処分してください。 |
| 69 | 指定袋は必要か。 | 市では指定袋は導入しておりません。プラスチック資源は市販等されている無色透明袋を使用してください。 |
| 70 | なぜ無色透明袋でないといけないのか。 | 従来品目と異なり、黒石市内の再資源化施設へ搬入されるため、通常よりも収集作業に時間を要するため、視認性の高い無色透明袋をご使用いただくこととしております。 |
| 71 | 燃やせるごみ等も無色透明袋じゃないといけないのか。 | プラスチック資源以外は、半透明の袋もご利用いただけます。 |
| 72 | 無色透明袋はどこで販売しているか。 | 市内のスーパー・ホームセンター・ドラッグストア等で販売されているのを確認しております。一時的に売り切れ等により陳列されていない場合は入荷状況を店舗へご確認ください。 |
| 73 | 無色透明袋は取手がなくても問題ないか。 | 無色透明袋であれば、問題ありません。 |
| 74 | スーパー等のレジ袋は使用できるか。 | スーパー等のレジ袋の大半は半透明のため基本にご利用できない袋となっております。 |
| 75 | 無色透明袋に限定しているのは指定袋なのではないか。 | 一般的に指定袋というのは、自治体が定めた規格やデザインを満たしたものを製造する事業者に作るための権限を与えて作ってもらうこととなります。その際市ではその規格等を満たしているか検査し、市場に●●市指定のごみ袋として流通することとなります。今回の無色透明袋については、市で規格を定めているわけではなく、市販の無色透明袋であればこういったものでも使用することができることから、指定袋制度とは異なるものです。 |
| 76 | 柄の入った無色透明袋は問題ないか。 | 町会等で販売している無色透明袋で一部印字がされているものでも、視認性が確保されていれば使用可能です。ただし、無色透明であってもホールキー等を購入した際の手持ち袋等、投入口を縛っても中身が漏れる恐れがあるものはご利用できません。 |